

いずもしょう しやせさくすいしんきょうぎかい しょう しや しょう じ あんしん せいかつ ちいき  
出雲市障がい者施策推進協議会では、障がい者・障がい児が安心して生活できる地域  
しやかい じつげん じりつ しやかいさんか すいしん はかる もくてき かんけいしや きょうどう ちいき かだい  
社会を実現し、自立と社会参加の推進を図ることを目的として、関係者が協働し、地域の課題  
しえんせさくなど きょうぎ おこな  
や支援施策等の協議を行っています。

きょうぎかい すいしんきょうぎかい せんもんぶかい かいぎ うんえいかいぎ ちょうせいかいぎ  
協議会は、推進協議会・専門部会・ネットワーク会議・運営会議・サービス調整会議の  
そしき も こうせい こうせい しょう どうじしやだんたい そうだんしえん じぎょうしや  
5つの組織を持って構成しています。構成メンバーは、障がい当事者団体、相談支援事業者、  
ふくし じぎょうしや ほけん いりよう がっこう きぎょう けんりようごかんけいしや ちいき かん がくしきけいけんしや  
福祉サービス事業者、保健、医療、学校、企業、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者  
など いくそう いけんこうかん ば せつてい おお かんけいしや かんよ しゅうごうけいしき  
等です。幾層での意見交換の場を設定するなど、多くの関係者が関与できる集合形式とし、  
たよう いけん きゅうしゅう  
多様な意見を吸収するようにしています。

いずもしょう しやせさくすいしんきょうぎかい か き けいぎ しょう ちゅうせい  
出雲市障がい者施策推進協議会は下記の5つのすべての組織をもって構成します。

- ① すいしんきょうぎかい いずもし しょう しやせさくぜんぽん きょうぎ  
推進協議会・・・出雲市の障がい者施策全般について協議します。  
ねん かいかいさい  
年2～3回開催します。
- ② せんもんぶかい ひつよう おう しょう しやせさく かん こべつ かだい きょうぎ  
専門部会・・・必要に応じて障がい者施策に関する個別の課題について協議します。  
かくぶかい ねん かいていどかいさい  
各部会ごとに年3～10回程度開催します。  
せんもんぶかい  
「つながる専門部会」、「くらし専門部会」、「じりつ専門部会」、  
せんもんぶかい せんもんぶかい  
「子ども専門部会」、「ささえる専門部会」
- ③ かいぎ じぎょうしやかん しょう ふくしせさく かん じょうほうこうかん じょうほう  
ネットワーク会議・・・サービス事業者間の障がい福祉施策に関する情報交換・情報  
きょうゆう おこな しつ こうじょう きょうぎなど おこな  
共有を行い、サービスの質の向上のための協議等を行います。  
ねん かいかいさい  
年2～3回開催します。
- ④ うんえいかいぎ きょうぎかいぜんたい うんえい ちょうせい おこな  
運営会議・・・協議会全体の運営について調整を行います。  
ちょうせいかいぎ しゅうりょうご まいつきかいさい  
サービス調整会議の終了後に毎月開催します。
- ⑤ ちょうせいかいぎ しょう ふくし りようしやなど こべつ など  
サービス調整会議・・・障がい福祉サービス利用者等の個別のケアマネジメント等を  
おこな まいつきかいさい  
行います。毎月開催します。